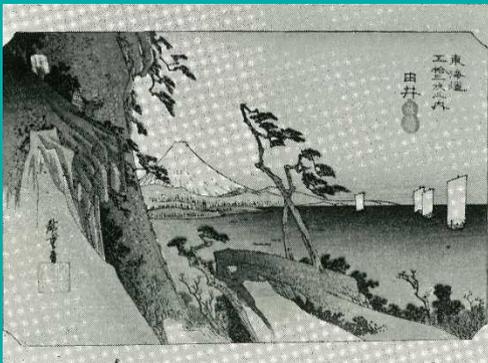


一宮商工会議所 100年の歩み

戦後に社団法人として組織された一宮商工会議所は、その後の「商工会議所法」の施行により、現在の特別認可法人としての商工会議所となりました。

主な出来事

1950	「全国繊維業者名鑑」作成 所報第1号発刊
1951	新庁舎建設 中小企業相談所を併設 「全国毛織物振興競技大会」 開催
1952	「一宮地方優良物産展示会」 開催
1953	「商工会議所法」施行
1954	現「一宮商工会議所」発足



◁輸出振興の際に使用した
クリスマスカード



△所報第1号



◁庁舎(1951~2015)

P2 常議員会・通常議員総会を開催

P5 「第4回元気な店舗コンクール」表彰式を開催

P6 新型コロナウイルス感染症支援関連情報



会議所Topics

常議員会・通常議員総会を開催。
令和2年度の事業報告、収支決算などを承認(5/24)



▲挨拶をする豊島会頭

5月24日、一宮商工会議所3階大ホールにて常議員会・通常議員総会を開催しました。当日は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下ということもあり、通常よりも少ない人数での開催となりました。

総会の冒頭、豊島会頭より「新型コロナウイルス感染症が世界中に猛威を奮って1年以上が経つがいまだに終息が見られない。危機的状況を迎える足元経済に対して一宮商工会議所としてより一層の支援を行っていく」とし、さらに「今年度は本所創立100周年となるため様々な記念行事を予定しているが新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら事業を実施してまいりたい」と挨拶がありました。

その後議事に入り、令和2年度の事業報告案並びに収支決算案、議員代表者の変更と常議員の選任案、名誉議員委嘱の承認、新会員加入について審議が行われ承認を受けました。

常議員の選任については、オムロンミュージメント㈱の桐山佳文氏、㈱三菱UFJ銀行一宮支店の今野雅人氏、菊一あられ㈱の渡邊肇氏が常議員に就任しました。

さらに議員定年により退任された㈱八丁商会の森初男氏にあっては、永年の功労により名誉議員に委嘱されました。



▲森 初男氏

その他の議員代表者の変更等については下記の通りとなりました。



▲桐山 佳文 氏



▲今野 雅人 氏



◀渡邊 肇 氏

■議員代表者の変更 (順不同・敬称略)

事業所名	旧	新
オムロンミュージメント㈱	石川 孝光	桐山 佳文
㈱三菱UFJ銀行一宮支店	上田 素之	今野 雅人
㈱八丁商会	森 初男	森 大介
東和システム㈱	加藤 辰巳	加藤 洋一
㈱中日総合サービス尾張支社	柴野 年晴	菅原 芳治

■常議員の選任 (順不同・敬称略)

事業所名	氏名
オムロンミュージメント㈱	桐山 佳文
㈱三菱UFJ銀行一宮支店	今野 雅人
菊一あられ㈱	渡邊 肇

■名誉議員の委嘱 (敬称略)

事業所名	氏名
㈱八丁商会	森 初男

■令和2年度 一宮商工会議所主要会計別収支決算 (単位：千円)

会計区分	収入決算額	支出決算額
一般会計	173,223	104,431
特中小企業相談所	114,376	110,308
特庁舎管理	87,976	82,096
特特定商工業者	7,237	5,733
特共済事業	30,856	20,774
特特定退職金共済事業	425,950	418,526

委員会報告

組織運営委員会（委員長：豊島 半七）

開催日：2021年5月24日

出席者：19名

議題：(1) 創立100周年記念事業の報告について

(2) その他委員会、青年部、女性会の今後の計画について

創立100周年の記念事業実施に向けて担当する各委員会の委員長より進捗を報告し情報共有を行った。さらに、その他の委員会、青年部、女性会の今年度の事業計画について報告を行った。



次世代産業振興委員会（委員長：青木 俊憲）

開催日：2021年5月13日

出席者：23名

議題：(1) 事業計画に基づく今年度の各事業について

① 地元高校生を対象とした出張授業の開催について

出張授業の実施日程とその概要を確認。

委員よりメンターを選任し、役割について確認を行った。

② ビジネスプランコンテスト開催について

一般の部の概要について協議。募集要項における参加条件や審査員、入賞及び賞金設定等について意見が上がり、今回の内容を検討し要綱を決定することとした。

(2) その他



観光委員会（委員長：光岩 賢一）

開催日：2021年5月19日

出席者：18名

議題：(1) 2021年度 所管事業の概要について（報告）

本委員会所管事業（コスチュームタウン推進委員会・いちのみや秋まつり実行委員会・一宮イルミネーション協議会）の本年度の事業概要について報告。また、一宮市産業観光プロモーション調査事業等をベースに交流人口増加を目指すため「観光プログラム ワーキンググループ」を新たに組織し、座長には矢野副委員長に兼任いただくことを報告。

(2) るるぶ特別編集一宮市の進捗について

変更内容の確認や今後予定しているプレスリリース、市内外への配布場所等について報告。

(3) 意見交換

各ページの紹介動画の作成やWEBとの連携など、るるぶの有効活用について様々な意見が上がった。

(4) その他



るるぶ特別編集 一宮市を発行します！



観光委員会（委員長：光壽 賢一）は、本所創立 100 周年、並びに一宮市市制施行 100 周年を記念し、一宮市観光協会と共同で「お得がいっぱい！楽しい、おいしい 138 るるぶ特別編集 一宮市」を発行します。

同誌は市民並びに近隣市に住むファミリー層をターゲットとし、真清田神社を始めとする史跡ガイドや、木曾川流域のプレイゾーンの紹介、尾州織物・一宮モーニングの特集など一宮ならではのコンテンツを多く盛り込んでいます。

現在、緊急事態宣言が発出されています。事態が落ち着くまではご自宅などで本誌をご一読いただき、一宮市の魅力を知っていただければ幸いです。



配布日：6月1日(火)から順次
配布場所：

- (市内) 公共施設、市内ファミリーマート、一部総合病院、いちい信用金庫、尾西信用金庫、一部掲載スポット等
 - (市外) 名鉄名古屋駅・名鉄岐阜駅・金山駅・神宮前駅など名鉄沿線 22 駅、名古屋市近郊の 50 ホテル等
- ※本所・市観光協会の公式 Web サイトでも公開。

発行部数：30,000 部
ページ数：20 ページ
価格：無料

(販売はせず無料で配布します。)

本誌を事業活動(営業活動時の一宮市の紹介等)や、社員教育等に活用を検討されている企業様には、事前申請の上、会員事業所当たり 20 部を上限にお渡しさせていただきます。

詳しくは Web サイトをご確認ください。

※部数には限りがあります。



遺産相続の「悩みや疑問」 ひとりで悩まずご相談下さい！

初回 1 時間
ワンコイン (500 円)
相談実施中！
(予約制)



愛知相続相談センター
センター長
税理士 加藤 泰士

親切・丁寧な対応

「税理士はどれも敷居が高く相談しにくい」と思っていないですか？
私たちは“税理士はサービス業”と心がけております。

豊富な実績

当事務所は、早くより相続専門部署を設けており、相談実績 3000 件以上、申告実績 380 件以上を誇り、過去の経験・ノウハウを持ち、ひとつでも多くの選択肢を探し、お客様のご満足と納得をご提供。

相談者様の声が続々
届いています！



愛知相続相談センター
(税理士法人杉浦経営会計事務所内)

〒492-8139 稲沢市国府宮神田町 4 5 番
<https://aichisouzoku.com>

0120-934-399

「第4回元気な店舗コンクール」
受賞10店舗を表彰(5/19)

まちづくり委員会(委員長:宮田 智司)は5月19日、「第4回 元気な店舗コンクール」表彰式を本所大ホールにて行い、受賞した10店舗を表彰しました。

4回目となる今回のコンクールでは、「コロナ禍を乗り越えるために新たな取り組みに挑戦し、運営に工夫を凝らしている」店舗等を対象として開催。本年2~3月の募集期間に応募のあった22事業所について、正副委員長や専門家による書類審査と現地審査を実施しました。その結果、一宮市長賞に料亭菊水(泉1-4-10)、一宮商工会議所会頭賞に(株)そよ風(木曾川町玉ノ井字三出浦31)をはじめ、優秀賞を含めた10店舗への授賞が決まりました。

表彰式には、受賞10店舗の代表らが出席。市長賞の料亭菊水には一宮市活力創造部の服部部長から、会頭賞の(株)そよ風及び優秀賞の8事業所には宮田委員長から、それぞれ賞状と記念盾の授与が行われました。

会場にはケーブルテレビICCをはじめ各メディアの記者も出席し、受賞した各事業所をインタビューする姿が見られました。

「第4回元気な店舗コンクール」表彰事業所

- 一宮市長賞: 料亭菊水
- 会頭賞: (株)そよ風
- 優秀賞: (株)いらいハウジング・(株)エンジェリーのこ・(株)こども英語クラブ・HAIR SALON SUNNY・(株)住ノ江岐薬 あすか一宮店・紬かけつぎ店・東陽住建(株)・(有)野田屋菓子舗
(8店舗・50音順)



▲表彰事業所の皆さん



▲挨拶する宮田委員長

未来創造型経営支援

私共、杉浦経営会計の未来創造型経営支援部門では過去会計、未来会計という言葉を使います。

決算書は**過去会計** → 診断書の役割、
計画書は**未来会計** → 処方箋の役割です。



決算書はどんな風に活用していますか？
また、月次決算への取り組みはどうなっていますか？

経営計画書は未来からの逆算!



計画書をどう活かしながら
会社が改善していくかが大切!



大切なのは、経営サイクルをどう構築していくかです。
私共は、このPLAN-DO-SEEサイクルを会社内に根付かせることを応援しています。

こんな時代だからこそ、
経営計画書に基づく
未来創造型経営が
求められています!

ありたい姿



 税理士法人杉浦経営会計事務所 0120-934-399
〒492-8139 稲沢市国府宮神田町4 5番 <https://www.sugiyura-kaikei.jp>

新型コロナウイルス感染症 支援関連情報 (5月28日現在)

「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」について

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響によって、月次の売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者等に「月次支援金」が給付されます。

事前確認を希望される方はご相談ください（要予約）。

給付額：＜2019年又は2020年の基準月の売上＞
－＜2021年の基準月の売上＞

※中小法人等・上限20万円/月
個人事業者等・上限10万円/月

申請の流れ：

- ①事務局 WEB サイトでアカウント登録
(事務局 WEB サイトは6月中旬開設予定)
- ②必要書類を準備
- ③本所等の登録確認機関による事前確認(要予約)
- ④事務局 WEB サイトより必要事項の入力等を行い申請

※一時支援金を受給した方は、基本的には事前確認は不要です。また、月次支援金を受給した方は、2回目以降の申請で事前確認が不要となります。

※申請は、対象月ごとに行う必要があります。

申請期間(予定)：

4月分・5月分：6月中下旬～8月中下旬
6月分：7月1日～8月31日
※原則、対象月の翌月から2ヶ月間。

問合せ：月次支援金事務局 相談窓口

☎：0120-211-240

時間：8時30分～19時(土、日、祝日含む)

「月次支援金」概要
(経済産業省 HP)



「愛知県中小企業者等応援金」について

2021年4月以降に実施した「緊急事態措置」及び「まん延防止等重点措置」による休業要請・営業時間短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響に伴い、売上が減少した中小企業者、酒類販売業者等に対して応援金を交付します。

□左記の月次支援金の対象とならない中小企業者を支援する制度です。(詳細は下記参照)

【一般枠】

対象：中小法人又は、個人事業者等

対象要件：①2021年4月以降、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。

②不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けたこと。

売上要件：①2021年4月から6月の売上合計が、2019年又は2020年4月から6月の売上合計と比較して、30%から50%未満減少していること。

交付額：同期比較した合計売上減少額。

中小法人：上限40万円

個人事業者：上限20万円。1回限り

※応援金(酒類販売業者枠)との併給調整有り

【酒類販売業者枠】

対象：酒類製造・販売業免許を有する中小法人・個人事業者等

対象要件：①酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた飲食店と取引があること

売上要件：①2021年5月の売上が2019年又は2020年5月の売上と比較して50%以上減少していること。

②2021年5月の売上が2019年又は2020年5月の売上と比較して30%以上から50%未満減少していること。

交付額：同期比較した売上減少額。

中小法人：上限20万円

個人事業者：上限10万円。

※月次支援金又は応援金(一般枠)との併給有り

問合せ：県民相談総合窓口(コールセンター)

☎：052-954-7453

時間：9時～17時(土、日、祝日含む)



「愛知県感染防止対策協力金」の 実施について

《4月20日～5月31日実施分》

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の休業要請・営業時間短縮要請等に応じた事業者に対し、愛知県感染防止対策協力金（4月20日～5月31日実施分）を「営業時間短縮要請枠」、「カラオケ設備利用自粛要請枠」、「大規模施設等営業時間短縮要請枠」の3つの枠で交付します。

【営業時間短縮要請枠】

対象期間：2021年4月20日（火）

～5月11日（火）まで（22日間）

対象事業者：対象エリア内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者（大企業も含む）

※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要

交付額：

○中小企業 売上高に応じて2.5万円～7.5万円

○大企業 売上高減少額の4割（最大20万円）

1店舗 1日当たり4万円。

最大100万円（要請に応じた日数分を交付）

申請期限：6月を目途に申請受付開始予定

【営業時間短縮要請枠】

対象期間：2021年5月12日（水）

～5月31日（月）まで（20日間）

対象事業者：対象エリア内の休業要請・営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者（大企業も含む）

※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要

交付額：

○中小企業 売上高に応じて4万円～10万円

○大企業 売上高減少額の4割（最大20万円）

申請期限：6月を目途に申請受付開始予定

【カラオケ設備利用自粛要請枠】

対象期間：2021年4月20日（火）

～5月31日（月）まで（42日間）

対象事業者：カラオケ設備を提供している休業要請・営業時間短縮要請対象外の飲食店等・カラオケボックスを運営する事業者（大企業も含む）

※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要

交付額：1店舗1日あたり1万円

申請期限：6月を目途に申請受付開始予定

【大規模施設等営業時間短縮要請枠】

対象期間：2021年5月12日（水）

～5月31日（月）まで（20日間）

対象事業者：大規模施設・飲食業以外の事業を営むテナント、出店者

交付額：詳細は愛知県公式HP参照

申請期限：現在調整中（5/25現在）

問合せ：県民相談総合窓口（コールセンター）

☎：052-954-7453

時間：9時～17時（土、日、祝日を含む）



（愛知県信用保証協会・広告）

天地：60mm×左右170mm

一宮の企業紹介

株式会社

トゥエンティ・ファイブ

～人とのつながりを大切に～

62歳で創業し、2013年に会社を設立、現在市内に飲食店「なかなか 室家」を4店舗展開しながら、コロナ禍であっても新たなチャレンジをやめることなく、「お客さんを見ながら、喜んでもらえることをやりたい」と語る株式会社トゥエンティ・ファイブ代表取締役の室屋 敏幸さんにお話を伺いました。

■62歳、資金25万円からの起業

市内で「なかなか 室家」という飲食店を4店舗運営している株式会社トゥエンティ・ファイブの代表取締役である室屋さんは現在72歳。鹿児島県出身で、学校を卒業後、愛知県に移り住まれました。

若いころは苦
労が絶えなかつ
たと振り返る室
屋さん。紡績
業、理髪店等を
渡り歩き、時に
は寝るところ



△経営者の室屋さん

すら見つからない日々を過ごしながら20歳の時に料理人として飲食業の道に足を踏み入れました。28歳の頃にはそれまでに培った人脈を活かして、名古屋市で北海道料理の先駆けとなる「北海道料理 藤島」の料理長を任され働くこととなります。このお店が大ヒットし、毎日とても忙しかったが充実していたと話します。

その後、県内の様々な飲食店で働いている中、一宮市内での店舗経営について声がかかります。すでにそれまでの経験から経営ノウハウを身に付けていた室屋さんは「やるだけやってみよう」と決意し、62歳で個人事業主として創業し、第1号店となる「居酒屋割烹 なかなか室家」を一宮市浅野にオープンしました。また、2013年に株式会社トゥエンティ・ファイブを設立しました。社名の由来は当時の自身の起業資金が25万円だったからと笑いながら話されていました。

■苦労の日々からの「元気な店舗コンクール」入賞

開業後、約1年程度は資金を節約するために営業後の店舗で寝泊まりする日々が続きました。店舗のローンや従業員の給与の支払いで自身の給料はほぼ無く辛い日々でしたが「やりはじめたことは成功させたい。」と果敢に経営に取り組みます。

人とのつながりを大切に、「お客さんを見ながら、喜んでもらえることをやりたい」という顧客第一の経営を進め、2年目から売上が向上し、黒字経営とすることができました。

そして勢いをそのままに3年目には本所主催の第1回元気な店舗コンクール（平成26年度開催）において一宮商工会議所 優秀賞を受賞するまでに至りました。



△元気な店舗コンクール
授賞式の様子(平成26年)

■コロナ禍での攻めの新規店舗オープン

その後、順調に店舗数を増やしていた最中、新型コロナウイルスが流行し始めました。

他の飲食店ではテイクアウトサービスを開始するなど臨機応変に対応していましたが、室屋さんはそれだけではなく新規店舗をオープンする攻めの経営姿勢を取りました。



△4月にオープンした4号店

室屋さんは「これまでの繋がりからこのご時世でも従業員をスムーズに集めることができた。本当に皆さんのおかげだと思う。」と周囲への感謝を述べ「お店の良し悪しを判断するのは全てお客様なので、これからも地域の方に愛していただける店舗づくりに努めたい」と今後の展望を話されました。

代表者：室屋 敏幸 創業：2011年

所在地：一宮市浅野字大島30

T E L：0586-77-7135

業種：飲食業

※店舗は緊急事態宣言などによって営業時間
が変更となる場合があります。

会員増強キャンペーン実施中

期間 令和 3年 6月1日 ~ 8月31日



本所では、現在会員増強キャンペーンを実施しております。
経営相談や交流・人脈形成、また現在のコロナ支援策の相談窓口など、厳しい経営環境の時こそ、お困りごとは商工会議所にご相談ください。
この機会に皆様のお取引先やお知り合いの方で、まだご入会いただいてない方がおられましたら、是非ご紹介ください。

キャンペーン期間中…

○ご入会いただいた方には、**2,000 円分**の商品券を贈呈

○ご紹介いただいた方には、1件につき**1,000 円分**の商品券を進呈

【問合せ】 総務部 ☎ 72-4611

「中小企業共済」 加入のご案内

～経営者の「いざ」という時に役立つ補償や従業員の福利厚生に！～

本所では、会員企業の福利厚生向上と会員サービスの充実を図るため、愛知県中小企業共済協同組合が実施する各種共済商品を取り扱っています。

本制度は、法人の役員や従業員、個人事業主やその従業員を対象にケガや病気に幅広い補償が適用される掛捨てタイプの共済制度で、「経営者医療共済」「傷害共済」など、経営者の「いざ」というときに役立つ補償や、従業員の福利厚生等を幅広く取り揃えています。

「健康診断受診助成」「宿泊施設利用助成」など、使いやすい付帯サービス特典も用意されていますので、この機会に是非ご加入をご検討ください。

主な共済名	内容	加入年齢	加入金額(月掛)
傷害共済	ケガの補償。特約を付ければ病気も安心。 満 80 歳まで継続して利用可能。	満 15 歳～ 満 72 歳	2,000 円
生命傷害保険	ケガや病気に幅広い補償。 満 80 歳まで継続して利用可能。	満 15 歳～ 満 67 歳	2,400 円
経営者医療共済	ケガも病気も安心の入院 1 日 20,000 円。 掛金そのまま満 80 歳まで末永く補償。	満 15 歳～ 満 69 歳	7,700 円

【問合せ】 総務部 ☎ 72-4611

会議所カレンダー

今月のピックアップ

補助金申請にかかる個別相談会を開催中です

本所では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所に対する政府の支援策である「持続化補助金」や「事業再構築補助金」等の申請に必要な経営計画、補助事業計画書の作成支援として、専門家による個別相談会を実施しています。6月中旬以降は下記の日程にて開催しますので、作成支援を希望される事業者の方は、この機会にぜひご相談ください。

※ご相談は先着順となっています。ご希望の方は、お電話にてお問合せください。

開催日：6月15日(火)、17日(木)、22日(火)、
24日(木)、28日(月)、29日(火)

開催時間：10時～、11時～、12時～、13時～、
14時～、15時～、16時～

(相談日により変動があります。お問合せください。)

相談時間：60分間

相談費用：無料

相談内容：持続化補助金、事業再構築補助金、
その他

開催場所：本所 2階 経営相談室

問合せ：中小企業相談所

☎：72-4611



一宮商工会議所メール便 138・公式LINE ぜひご登録ください

本所のセミナーやイベント情報、補助金などの経営支援情報やコロナ支援の最新情報も随時配信しております。ぜひ登録ください。

問合せ：企画事業部

☎：72-4611

メルマガ



お知らせ

いちのみや秋まつり実行委員会に 一宮市から感謝状が贈呈されました(4/28)

例年10月に「だいたいフェスタ」を実施しているいちのみや秋まつり実行委員会(委員長：鈴木洋志)は昨年の市内幼稚園・保育園等に対するお菓子のプレゼント事業に対し、一宮市から感謝状が贈呈されました。

当日は中野一宮市長から、コロナ禍であっても働きの継続に尽力していただいたと感謝のコメントを頂き、委員長の鈴木氏は「これからもだいたいフェスタを通じて一宮市を盛り上げていきたい」と抱負を語りました。



▲贈呈式の様子

消費税インボイス制度について

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

この制度下で仕入税額控除を行うには、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が要件となります。この「適格請求書発行事業者」になるための登録申請書の受付が令和3年10月1日より始まります。

問合せ：国税庁HP「インボイス 制度特設サイト」



6月28日(月)	会議 正副会頭会議、常議員会
7月26日(月)	会議 正副会頭会議、常議員会

※掲載情報は、5月28日現在のものです。

※テイクアウトモーニンググランプリハイブリッド(6/20)は、愛知県緊急事態宣言の延長にあたり開催延期となる見込みです。

新入会員ご紹介

~ご入会ありがとうございました~

事業所名	所属部会名
(株) ジェイライン	物流・情報部会
(有) FLAT	物流・情報部会
(株) エイチエスエス	土木建設部会
KSS	土木建設部会
社会保険労務士 Office YAMAJI	金融・理財部会
ENand	文化・サービス部会
川嶋屋	文化・サービス部会
(有) スカーレット	文化・サービス部会
(がじゅまる珈琲)	
Spanic Ocean	文化・サービス部会
private beauty salon ema	文化・サービス部会
Lotus Sanctuary	文化・サービス部会

【マル経融資制度】

ご案内

事業資金でお悩みの
小規模事業者の方へ!

【マル経融資】をご活用ください。

「マル経融資」とは、本所の推薦のもと、経営改善を図る小規模事業者の方々を対象に、「無担保」「無保証人」「低利」で日本政策金融公庫が融資を行う国の制度です。

問合せ: 中小企業相談所

☎ :72-4611

小規模企業共済 ご案内

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方々が廃業・退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金を、あらかじめ準備しておく制度です。

制度の特色

○掛金は全額所得控除に

掛金は税法上「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。(1年以内の12月までに納めた前納掛金も同様に控除できます。)

○共済金は退職所得または公的年金等の雑所得扱いに

共済金は退職所得、分割共済金は公的年金等の雑所得として扱われます。

○共済金の受取りは一括受取又は分割受取り

共済金の受取りは、一括受取又は分割受取り・一括受取りと分割受取り併用(一定の要件が必要)のいずれかを選択できます。

貸付制度

加入者(一定の資格者)の方は、納付した掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付(一般貸付・傷病災害時貸付・創業転業時貸付・新規事業展開等貸付・福祉対応貸付・緊急経営安定貸付・事業承継貸付・廃業準備貸付)が受けられます。

加入できる方

○常時使用する従業員数が20人以下(小売業・卸売業・サービス業は5人以下)の個人事業主または会社の役員。

○上記に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)。

○事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員。

○常時使用する従業員の数が20人以下の協同組合の役員。

○常時使用する従業員の数が20人以下であって農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員。

毎月の掛金

毎月の掛金は1,000円~70,000円(500円単位)で、加入後の増額・減額もできます。

問合せ: 中小企業相談所

☎ :72-4611

所報・第七三三号（二〇二二年六月十日号）
印刷・西濃印刷株式会社

発行・一宮商工会議所（一宮市栄四丁目六番八号）
定価二〇〇円（消費税込み）※会員の購読料は会費に含まれています

編集発行人・太田 義孝

大樹 広告